

羽陽学園短期大学研究行動規範

羽陽学園短期大学の教職員は、公正かつ適正な研究の遂行及びその支援に努めなければならない。

制定 平成29年2月23日

改定 令和6年9月26日

- 1 本学教職員は、研究費及び旅費が、学生の納付金や国の助成に基づくものであることを深く認識し、研究費及び旅費の使用およびその管理にあたり、法令・通知及び本学規程・規則・使用ルールを遵守しなければならない。
- 2 本学教職員は、研究の遂行およびその成果の発表の過程において、ねつ造・改ざん・盗用等の不正行為を行ってはならない。また、実体を伴わない講師料・給与の支払い、架空の取引による業者への預け金、実体の伴わない旅費の支払い等、研究費の不正使用を疑われるような行動をとってはならない。
- 3 本学教職員は、研究データ・資料などは適切に管理・保存し、研究成果の信頼性を確保し、不正行為の発生を防ぐ努力をしなければならない。
- 4 本学教職員は、常に人権を尊重し、研究活動及びその支援の過程で知り得た個人情報の保護に努めなければならない。
- 5 本学教職員は、研究活動及びその支援の過程で、研究活動に係る不正行為・研究費の不正使用の疑いを指摘できる事案に遭遇した場合にはそれを放置せず、学長または通報窓口である総務課に通知するなど、適切な処理を行わなければならない。

(定例教授会 決定事項)